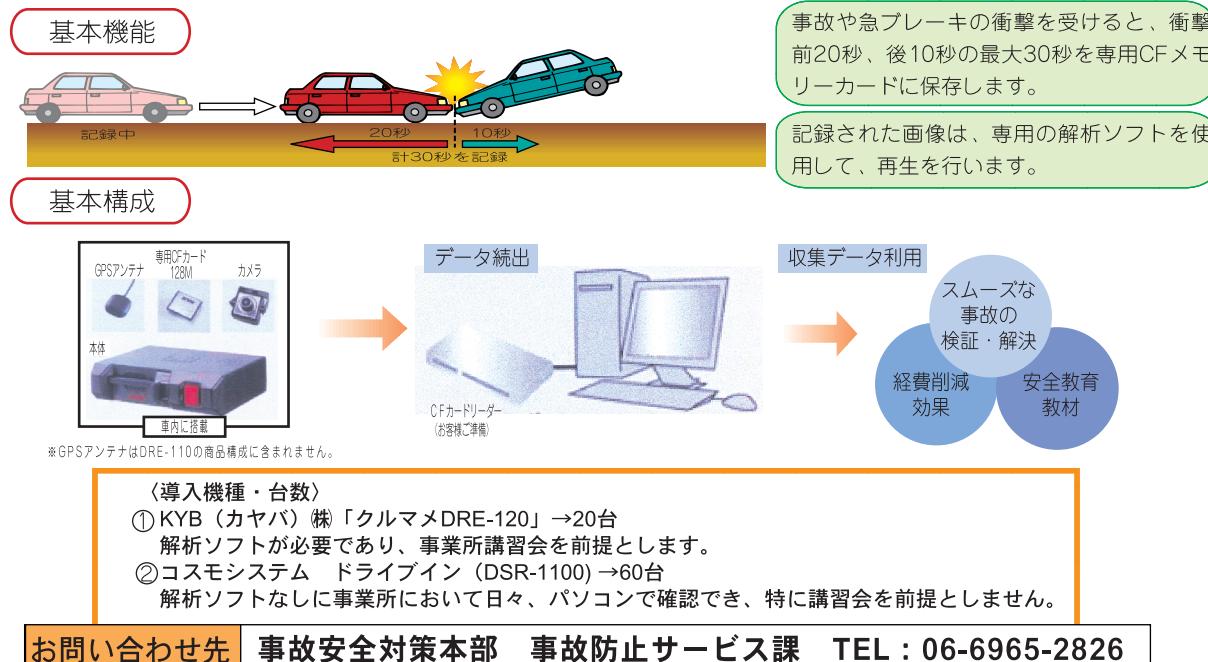


平成20年8月1日より 「ドライブレコーダー」の無料貸出しサービスを開始

ドライブレコーダーは事故防止、運転マナーにも効果が高く、省燃料と経費に効果があると認知されているところです。

組合員の皆様には、これを活用し一層の事故防止及び安全管理業務に役立ていただきたいと思います。



ドライブレコーダー運用要領

●ドライブレコーダーの目的●

日常の運転を、ドライブレコーダーで細かく記録、把握、解析することにより、安全運転についての改善指導や効果的な運行管理を推進し、事業所の交通事故防止及び安全管理業務の効率化に役立てることを目的とする。

●対象●

- ①組合員保有車両で、共済契約期間中の車両。
- ②その他、特に当組合が認めた車両。

●内容●

機器により日常運転の記録を行う。（運行している際、数分ごとに場面を撮影、また危険な挙動を感じた際には前後あわせて30秒間、動画として記録される。）

●貸出期間●

- ①1事業所5台を限度とし、2週間を上限とする。
- ②その他の運用については、別途協議するものとする。

●利用申し込み●

ドライブレコーダーの利用申し込みは、当組合と協議の上、別紙様式により申し込むものとする。なお、貸出しは原則として受付順に行うものとする。

●実施方法●

- ①利用申し込み事業所において、機器「取扱責任者」を定める。
- ②機器の取付け及び取外しは、原則として当組合職員もしくは事業所「取扱責任者」が行うものとする。

●機器の管理及び取得データの取り扱い●

- ①機器の管理は利用事業所「取扱責任者」が行う。また、利用事業所の過失により機器に損傷が生じた場合は、利用事業所が賠償の責任を負う。
- ②取得データの取扱いは、「取扱責任者」が行う。

●解析結果の通知及び利用●

- ①解析結果については、当組合より利用事業所に通知する。
- ②利用事業所は解析結果の通知を受けるにあたり、管理職及びドライバーは、結果に基づく講習を受けるよう努めなければならない。